

総会議事運営委員会 議事要旨

日 時：令和 8 年 5 月 8 日（金）13 時 30 分～15 時 30 分

会 場：日本薬剤師会第一会議室

出席者：高橋総会議長代行者（前総会副議長）。

青野委員長（中国）、大澤副委員長（北海道）。

岡嵯（東北）、斎藤（関東）、関根（東京）、小出（北陸信越）

魚住（東海）、三宅（近畿）、宮田（大阪）、小延（四国）、野邊（九州）各委員。

岩月会長、原口副会長、上野専務。

- 議 題：1. 自己紹介・正副委員長互選
2. 第 108 回定時総会の議事運営について
3. その他

- 資 料：1. 令和 8・9 年度議事運営委員会
2. 第 40 期代議員及び補欠の代議員名簿
3. 議事進行予定表及び議案
4. 第 108 回定時総会議席について
5. ブロック代表質問抽選について
6. 第 108 回定時総会までのスケジュール ブロック協議会日程一覧
7. 正副議長候補者届出通知案及び監事選挙公示案
8. ブロック代表質問の提出締切日及び様式
9. 「書面表決」及び「代理人への議決権行使の委任」届出書
10. 一般質問用紙
11. 副会長選挙について（論点整理）（R080421）
12. 総会を年 1 回にする件（論点整理）（R080421）
13. 総会特別傍聴人に関する規程改正について（案）

【参考資料】

1. 定款
2. 総会運営規則
3. 会長候補者、副会長候補者及び監事選挙規程
4. 会長候補者、副会長候補者及び監事選挙規程施行細則
5. 議長及び副議長選出規程

冒頭、岩月会長より、新任を含む委員への謝辞と、円滑かつ有意義な総会運営に向け、建設的な議論をお願いしたい旨の挨拶があった。

議題1 正副委員長の選出

高橋総会議長代行者が冒頭の司会進行を務めた。本委員会は今期（令和8・9年度）第1回目の開催に当たることから、各委員より自己紹介が行われた。続いて、正副委員長の選出が行われ、互選により、委員長には前副委員長の青野委員（中国）、副委員長には大澤委員（北海道）が選出された。

議題2 第108回定時総会の議事運営について

(1) 仮議長の選出について

正副議長を選出するまでの仮議長は、慣例にならない、青野委員長が務めることが了承された。

(2) 日程・会場の確認について

青野委員長より、第108回定時総会の議事進行予定案（令和8年6月27日(土)、28日(日)：両日ホテルイースト21東京）が説明され、本予定案及び代議員招集に関しては、令和8年5月19日に開催予定の本会理事会に諮られることが確認された。

(3) 点呼・薬剤師綱領の唱和について

点呼については、総会初日冒頭及び総会2日目の選挙前の計2回実施することとされた。薬剤師綱領の唱和についても引き続き実施することとされた。

(4) 議事録署名人について

議事録署名人については、今期新任の委員から2名ずつ選出する方針をとり、第108回定時総会では、小出委員（北陸信越）および宮田委員（大阪）が務めることが了承された。

(5) 代議員の議席順の確定について

第40期代議員改選後初の総会のため、日薬総会運営規則に基づき、代議員の議席順抽選が行われ、以下の順で議席が配置されることが決定された。

①北陸信越 ②北海道 ③東北 ④中国 ⑤東海 ⑥九州
⑦関東 ⑧大阪 ⑨東京 ⑩近畿 ⑪四国

(6) ブロック代表質問について

i) 順番

慣例による抽選の結果、ブロック代表質問は以下の順で行われることが決まった。

①北海道 ②東北 ③関東 ④北陸信越 ⑤東海 ⑥東京
⑦大阪 ⑧近畿 ⑨中国 ⑩四国 ⑪九州

(7) 一般質問・動議の提出について

一般質問・動議については、原則通り、初日の散会時までを提出期限とすることが確

認された。

(8) 学術大会の PR について

日本薬剤師会学術大会（新潟開催）の PR は、総会初日の昼食前に新潟県薬剤師会の荻野会長（本会副会長）が行うことが確認され、学術大会のチラシを代議員の机上に配付することが確認された。

(9) 総会中の議事運営委員会の開催について

総会中の議事運営委員会については、初日と 2 日目の昼食時に計 2 回開催することが確認された。

(10) 議案の採決等について

第 108 回定時総会における議案の採決について、以下の申し合わせが確認された。

1) 理事選任（議案第 2 号）

無記名投票を行う。

2) 監事選任（議案第 3 号）

候補者が定数を超えた場合は投票によって選出し、定数以内の場合は挙手多数で選任する。なお、理事選任・監事選任の投票にあたっては、本会選挙管理委員会から、大倉委員長、陶山副委員長、伊藤委員が選挙立会人として、採決に立ち会うことが報告された。

3) その他の議案（議案第 1 号・議案第 4 号および議案第 5 号）

挙手多数で採決する。

(11) 閉会の辞について

第 108 回定時総会をもって退任する役員については、個別の挨拶は行わず、退任する森副会長が「閉会の辞」の中で、退任役員を紹介することが確認された。

(12) 決算委員会の開催について

決算委員会については、開催権限者である議長の選出が総会初日の令和 8 年 6 月 27 日となることを踏まえて、令和 8 年 6 月 26 日 14 時より、本会会議室において開催する方向で進めることが確認された。各ブロックから原則 2 名（最低 1 名）の出席を求めるとし、都合がつかない場合は Zoom による参加も可能とされた。

(13) ブロック代表質問の取扱いについて

ブロック代表質問については、質問数が多く、時間内に答弁に至らない質問が生じていることや、答弁作成に係る担当役員・事務局等の負担との均衡を踏まえ、質問数の調整について協議を行った。青野委員長から、1 ブロック 5 問を基本とする案（ブロック内の都道府県数に応じた加算を含む）や、ブロック間で事前調整を行う案が紹介された。

委員からは、質問数の制限や調整の必要性について一定の理解も示されたが、ブロック代表質問は、ブロック内の意見集約を経て行われるものであり、質問数の制限や代表者又は所属都道府県薬の判断のみで質問数等を決定する方法には基本的になじまないことから、今回は各ブロックにおける自主的な精査・整理を促す方針とすることとした。

ただし、枝番を付すことにより、実質的に複数の質問を列挙する記載が散見されることから、枝番の使用については明確に禁止し、様式や要綱に事前に明文化することが確認された。

(14) 一般質問の取扱いについて

総会運営の見直しにより、第 108 回定時総会から、代議員 20 名以上のブロック（関東・近畿・九州）は、最大 2 問まで質問可能とすることが確認された。併せて、2 問質問する場合には、一定の人数要件を満たすブロックについて複数の質問を認める趣旨が、より広く会員の声を反映することにあることを踏まえ、質問者が異なっても差し支えないことが了承された。

議題3 その他

(1) 薬剤師議員等の出席依頼について

総会初日終了後の懇親会に、薬剤師議員等 5 名（渡嘉敷、本田、神谷、藤田、藤井各先生）を招待することが了承された（懇親会欠席の場合は、総会への臨席を賜る）。

(2) 組織運営の見直しに関する論点整理について

①副会長候補者選挙の廃止案について

現行の本会の運用では、選出された会長候補者とは別に、副会長候補者選挙を実施していることから、会長候補者と副会長候補者との間で意思形成に齟齬が生じ得るとの問題提起があった。また、47 都道府県薬剤師会のうち、本会と同様の選挙制度を維持しているのはわずか 6 会であるという実態との乖離も併せて指摘された。

これを踏まえ、信任された会長候補者による「チームビルディング」の円滑化を目的として、副会長を理事会の互選による選出とする案又は会長指名制とする案について意見交換が行われた。

効率的な組織運営の観点から前向きな意見が出される一方で、民主的なプロセスの担保について懸念を示す意見もあり、中長期的な継続検討事項とすることが確認された。

②総会の年 1 回開催について

役員改選時以外の臨時総会を廃止する案が示された。約 1,500 万円のコスト削減効果に加え、国の「骨太の方針」決定等の動向に合わせ、よりタイムリーな提言・活動を可能とする組織体制の構築という観点から議論が行われた。本件についても、中長期的な継続検討事項とすることが確認された。また、並行して、定款上の総会の位置付けや決算時期との関係を踏まえ、総会開催時期の前倒しの実現可能性についても検討していくことが了承された。

(3) 選挙届出期間の運用ルールについて

選挙届出期間の運用ルールについて、会長・副会長・監事候補者選挙および正副議長選挙の届出期間が土日祝日に重なる場合の取り扱いが事務局より報告された。会長・副会長・監事候補者選挙については、翌営業日に「後倒し」して締め切ることとし、正副

議長選挙については、規程で定められた期間を優先し、土日に重なる場合は金曜日締切として「前倒し」で運用することが、本委員会の申し合わせ事項として確認された。

(4) 第 107 回臨時総会の議事録について

令和 8 年 3 月開催の第 107 回臨時総会議事要旨について、日薬誌への掲載が 7 月号となることから、新任代議員が前回総会の内容を把握できるよう、6 月 17 日の資料発送に合わせて代議員へ直接送付することが報告された。

(5) 総会特別傍聴人に関する規程改正について

特別傍聴人の申請方法を、事務の効率化を図るため、従来の「文書」による申請から、「本会所定の様式 (Web フォーム等)」による届出に改める案が了承された。

以上